

各都道府県介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「地域包括支援センター体制整備計画のフォロー
アップについて」の発出等について

計 1 6 枚（本紙を除く）

Vol.3

平成 1 8 年 1 2 月 2 0 日

厚生労働省老健局振興課

【 貴都道府県内市町村及び関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(法令係・内線 3937)
FAX : 03-3503-7894

平成 18 年 12 月 20 日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

「地域包括支援センター体制整備計画のフォローアップについて」
の発出等について

平素より、地域包括支援センターの運営につきましては多大なる御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、地域包括支援センターの体制整備の促進に向け、すでに策定いただいている地域包括支援センター体制整備計画のフォローアップを依頼する通知を発出いたしますので、送付いたします（【資料 1】）。来年 3 月末の経過措置期間終了に向け、確実かつ円滑に体制整備が完了しますよう対応方よろしくお願いいたします。

併せて、地域包括支援センターの体制整備に向けて留意すべき事項として、

- ・地域包括支援センターに関する制度の概要
- ・体制整備に向けたこれまでの取組み
- ・今後の体制整備の支援策

などを、【資料 2】のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。特に、新たな支援策については、「Ⅱ 今後の体制整備の支援策について」（p 8～9）を御参照ください。

なお、本資料については、速やかに貴都道府県内市町村及び関係諸団体に情報提供していただきますようよろしくお願いいたします。

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

地域包括支援センター体制整備計画のフォローアップについて

標記については、本年7月28日付け事務連絡「要支援者の見込み数及び必要な人員確保の計画の内容及び策定方法について」等において、延長された介護予防支援業務の委託件数の上限等に係る経過措置期間が終了する平成19年3月末までに地域包括支援センターの万全の体制整備を図ることができるよう計画の策定等を通じた対応をお願いしたところです。

当該経過措置については、新たな制度の円滑な施行を図る観点から、必要最小限の特例措置として実施しているものであることから、平成19年3月末をもって終了することとしており、延長はありません。

つきましては、各市町村で既に策定された体制整備計画に則り、また、当省でこれまでに示した各種弾力化措置に十分留意して、来年度からは確実に地域包括支援センターがその本務を果たし、併せて指定介護予防支援事業所としての役割を遂行できるよう、改めて下記の事項に留意しつつ、当該経過措置期間終了までに体制を着実に整えていただくようお願いします。

記

1 体制整備計画のフォローアップ作業の実施

- 各都道府県におかれては、各市町村に策定いただいた体制整備計画の策定後の進捗状況等を踏まえ、すでに個別に相談援助等を行うなどフォローアップを精力的に行っているところであるが、引き続き、来年3月までに計画が完了するよう、積極的なフォローアップ及び支援をお願いするものであること。
- 当該体制整備計画の全体状況については、フォローアップの際、【別紙1】に基づき、来年3月末までに、すべての地域包括支援センターについての体制整備が完了するよう具体的な見通しを平成19年1月中旬までにとりまとめていただきたいこと。
- なお、原則として、すべての事案について、3月末までに体制整備が完了すべきものであるが、現段階において、著しく特別な支援を要する例外的な事案については、【別紙2】に基づき、

- ① 当該地域包括支援センターの名称
- ② 体制整備の見通しが立たない理由と課題
- ③ その解決のための具体的な対応方針
- ④ 対応が完了する予定時期（来年3月を終期）

等について、都道府県・市町村その他の関係機関の協力の下、具体的に解決に向けた作業方針を決定していただきたいこと。

- フォローアップのとりまとめ結果（【別紙1】）については、同年1月24日（水）までに老健局振興課宛に提出願いたいこと。

2 留意すべき点

（1）人材確保等の支援策の再徹底

- 厚生労働省では、平成18年4月以降、地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所の人員確保のため、広範に人員確保できる配置基準の設定、居宅介護支援事業所への委託件数の経過措置の延長等、種々の措置を講じていることを再度管下市町村に徹底を図ること。
- なお、地域包括支援センターの人員配置基準のうち「主任介護支援専門員に準ずる者」に関し、ケアマネジメントリーダー研修未修了者に関する平成18年度限りとしていた経過措置について、19年度まで延長することとし、今後、速やかに関係通知を改正し通知する予定であるので、留意されたいこと。

（2）市町村による予算・人員の確保

- 管下市町村に対して、当該整備計画に基づく適切な人員・予算を確保し、確実な体制整備が図られるよう、上記（1）の措置を含め技術的な助言等を行われたいこと。
- なお、地域支援事業交付金の運用等については、平成18年12月11日付け老健局介護保険課・振興課事務連絡「地域支援事業交付金の人件費の算定について」等に留意されたいこと。

（3）運営協議会や在宅介護支援センター等多様な地域資源の活用

- 都道府県・市町村や関係機関が連携し、地域包括支援センターの円滑な運営を支援する観点から、地域包括支援センター運営協議会において現状を説明の上、運営協議会を通じた具体的な人材確保策を実施すること。
- 多様なネットワークにおける人材及び相談窓口の活用により、地域包括支援センターの本来業務の効率化を図ることが可能となることから、十分な実績のある在宅介護支援センターをブランチまたはサブセンターとして活用するよう努めること。

（4）介護予防支援の人員確保について

〔多様な人材を活用できること〕

- 介護予防支援業務に従事する人員については、介護保険法施行規則第140条の52第

2項に基づく地域包括支援センターに最低限配置しなければならない職員とは異なり、具体的に次に掲げるものすべてが認められていることから、これらを積極的に活用されたいこと

- ・保健師
- ・介護支援専門員
- ・社会福祉士
- ・経験ある看護師
- ・高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

〔居宅介護支援事業所との兼務が容認されていること〕

- 介護予防支援業務の担当職員については、居宅介護支援事業所との併任も認められており、居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員が、併せて、地域包括支援センターにおいて、その職員として介護予防支援業務に従事することも認められていること。
- なお、給付管理業務や報酬請求事務などの事務処理作業を行う者については、上述の職種である必要はない点を踏まえ、事務担当者を活用するなどによる効率化も併せて検討されたいこと。

〔質の向上の支援策の実施〕

- 都道府県におかれては、介護サービス適正実施指導事業における介護予防支援指導者研修の修了者を活用し、介護予防支援計画の策定実務についての研修を積極的に行うこと。

担 当 者

厚生労働省 老健局 振興課 人材研修係
高橋 孝一、櫻井 琢磨

TEL 03-5253-1111(内3987)

03-3595-2889

FAX 03-3503-7894

E-mail sakurai-takuma@mhlw.go.jp

I 都道府県内の体制整備取組み状況

【別紙1】

都道府県名()

○調査対象 平成19年1月1日時点において既設置である地域包括支援センター

○「Ⅰ 都道府県内の体制整備取組み状況」については、平成18年7月28日の事務連絡により、各市町村において策定された体制整備計画に基づく進捗状況について、市町村（保険者）ごとに記入して下さい（センターごとに記入する必要はありません）。

[illegible]

※1 「市区町村名」については、保険者ごとに記入して下さい。

※2 「介護予防支援担当職員数」については、常勤換算方法により記入して下さい。

※3 「体制整備計画の主な事項」については複数回答も可とします。

※4 「その他」の具体的な内容については、簡潔具体的に記入してください。

Ⅱ 著しく特別な支援を要する例外的な地域包括支援センター

【別紙2】

都道府県名()

○調査対象 平成19年1月1日時点において既設置である地域包括支援センター

1. 市区町村名 (※1)	2 地域包括 支援 センター名	3 困難な理由・課題(※2)					4 解決するための具体的な対応方針	5 完了予定時期 (平成19年3月を 終期)
		ア 人員の 確保	イ 予算等 の確保	ウ 事居委 業宅託 所介先 の護支 と保 援る	エ その他	「その他」の具体的な 内容 (※3)		
合計数								
(記入例) 〇〇市	〇〇市地域 包括 支援センター	○					(これまでの取組み) ・求人広告を通じ保健師1名、介護支援専門員1 名を募集したが、応募がなかった。 (今後の対応) ・人事異動により保健師1名を確保 ・給付管理業務担当として事務職員を1名採用	平成19年2月1日 完了予定

- ※1 「市区町村名」については、保険者ごとに記入して下さい。
- ※2 「困難な理由・課題」については複数回答も可とします。
- ※3 「「その他」の具体的な内容」については、簡潔具体的に記入してください。

[連絡先]

厚生労働省老健局

振興課 中野、高橋（孝）

電話(03)5253-1111(Ex3987)

地域包括支援センターの 体制整備の促進について

厚生労働省老健局

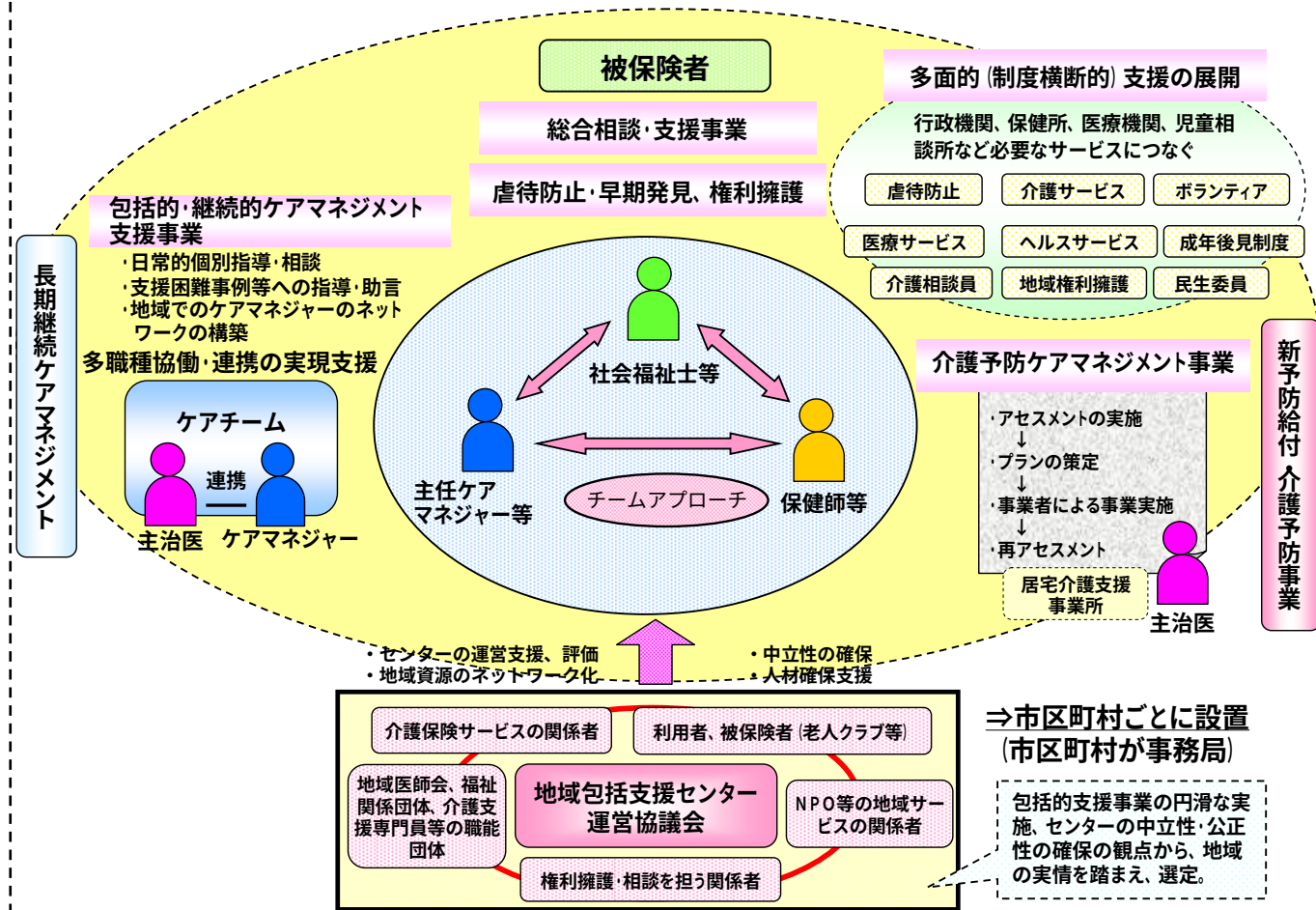
I 地域包括支援センターについて

■地域包括支援センターとは？

(1) 地域包括支援センターとは何か

- 高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、介護サービスをはじめ、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供される必要があります（「地域包括ケア」の実現）。
- こうした高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として「地域包括支援センター」が設置されました。

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



(2) 地域包括支援センターの特色

①チームアプローチ

- ・保健師、社会福祉士や主任介護支援専門員など専門職が配置されますが、これらの専門職が連携し、それぞれの専門性を活かしながらチームで業務を実施します。

②地域包括支援ネットワーク構築による支援

- ・地域包括ケアを実現するためには、地域の利用者やサービス事業者、関係団体、民生委員、ボランティアやNPOなどインフォーマルサービス関係者、一般住民などによって構成される人的なネットワークを構築し、こうした社会資源を有機的に連携する必要があります。こうした総合的かつ重層的なネットワークを活用することによって、高齢者のニーズに応じた適切なサービスを提供することが可能となります。

③ワンストップ相談窓口

- ・どのようなサービスを利用すべきかわからない住民に対して、そのニーズに適切に対応できるサービスにつなぐワンストップ相談窓口としての役割を果たします。

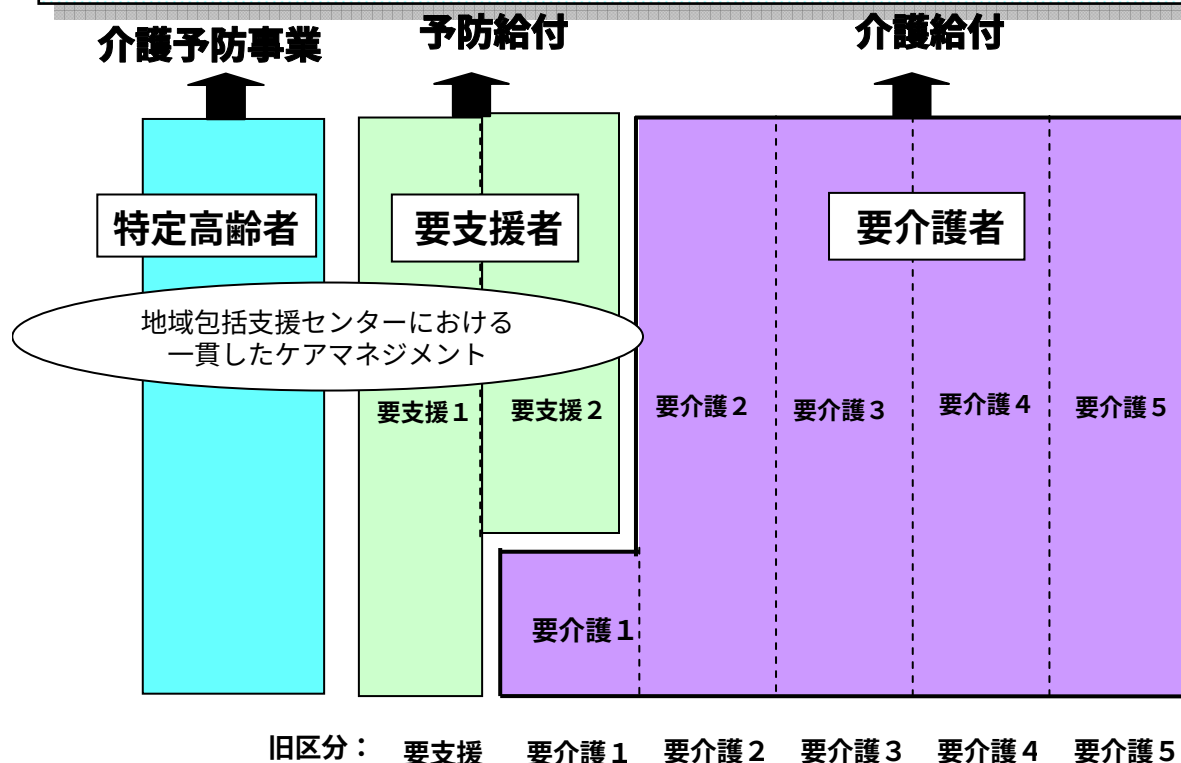
④地域包括支援センター運営協議会による支援

- ・地域包括支援センターの責任主体は市町村であり、市町村が地域包括支援センターを活用しながら地域包括ケアを実現することになります。そのため、市町村は、介護保険サービスの関係者、利用者や被保険者、NPO等地域サービスの関係者、職能団体などの関係団体を含めた地域のさまざまな関係者から成る「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、地域包括支援センターの運営を支援します。
- ・運営協議会においては、センターの公正・中立性の確保や評価のみではなく、人材確保支援や地域資源のネットワーク化など、関係者による意見交換や情報交換の場として幅広く活用されることが求められます。

(3) 地域包括支援センターの業務

① 予防給付・介護予防事業のケアマネジメント業務

- ・ 要支援者（予防給付）・特定高齢者（介護予防事業）の双方を対象に、ケアプランの作成・サービス利用の評価等を行います。



② 総合相談支援業務

- ・ 個々の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行います。

③ 権利擁護業務

- ・ 高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者の虐待の防止や権利擁護を図ります。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・ 地域包括支援ネットワークを活用しながら、介護支援専門員、主治医をはじめ地域のさまざまな関係者が連携・協働することで、保健・医療・福祉、その他の生活支援サービスなどを含め、地域におけるさまざまな資源を活用し（「包括的」）、途切れることなく（「継続的」）、施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。

※具体的な取組：ネットワークの構築や医療機関を含めた関係機関との連携・協力体制の構築、地域のケアマネジャー支援など

■地域包括支援センターの人員基準はどうなっていますか？

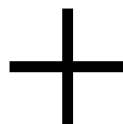
- 地域包括支援センターは、介護予防支援事業所としての指定を受けており、いわば、包括的支援事業と介護予防支援業務（予防給付のケアマネジメント）の「2枚看板」となっております。人員基準についても、包括的支援事業に係る基準と介護予防支援に係る基準の2本立てとなっており、双方を満たす必要があります。
- したがって、通常は単に3職種を置くのみだけでは不十分であり、介護予防支援を実施するための職員を置くことが必要となります。

■包括的支援事業に係る人員基準

- ◎第1号被保険者（65歳以上の高齢者）3000人～6000人ごとに、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（準ずる者を含む）を最低限それぞれ各1人

※小規模市町村の場合の
例外措置あり

※この基準は最低基準であり、上記基準を満たしておれば、上記資格以外の者であっても担当する専門知識を有すれば、包括的支援事業に従事することは可能



■介護予防支援の人員基準

- ◎次に掲げる職種のうちから「必要な数」

〔要件〕

- ・保健師
- ・介護支援専門員
- ・社会福祉士
- ・経験ある看護師
- ・3年以上経験の社会福祉主事

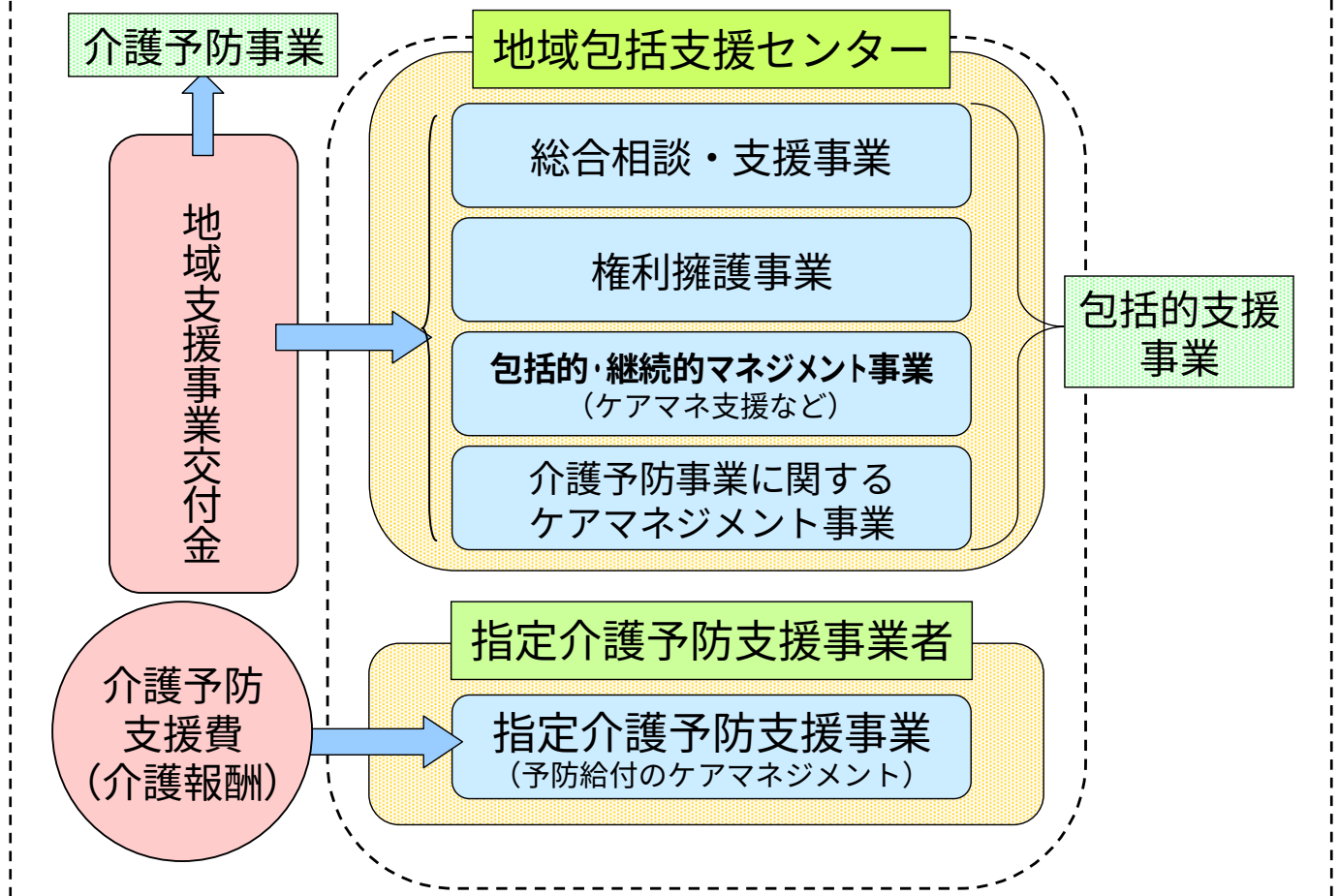
※介護予防支援業務に従事するためには、上記のいずれかの資格を有することが必要。

※書類整理や報酬請求事務などの事務処理作業については、専門職種でなくとも実施することができる。

■運営の財源はどうなっていますか？

- 地域包括支援センターの運営財源についても、2枚看板それぞれに対応し、包括的支援事業に要する経費である「地域支援事業交付金」と介護予防支援業務（予防給付のケアマネジメント）に対する「介護報酬」の2つがあります。

地域包括支援センターと指定介護予防支援事業者

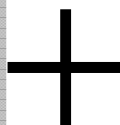


〔財源〕

◎ 地域支援事業交付金

※包括的支援事業及び任意事業の上限

- ・介護給付費の2%以内
(ただし、18年度・19年度については、1.5%以内。)



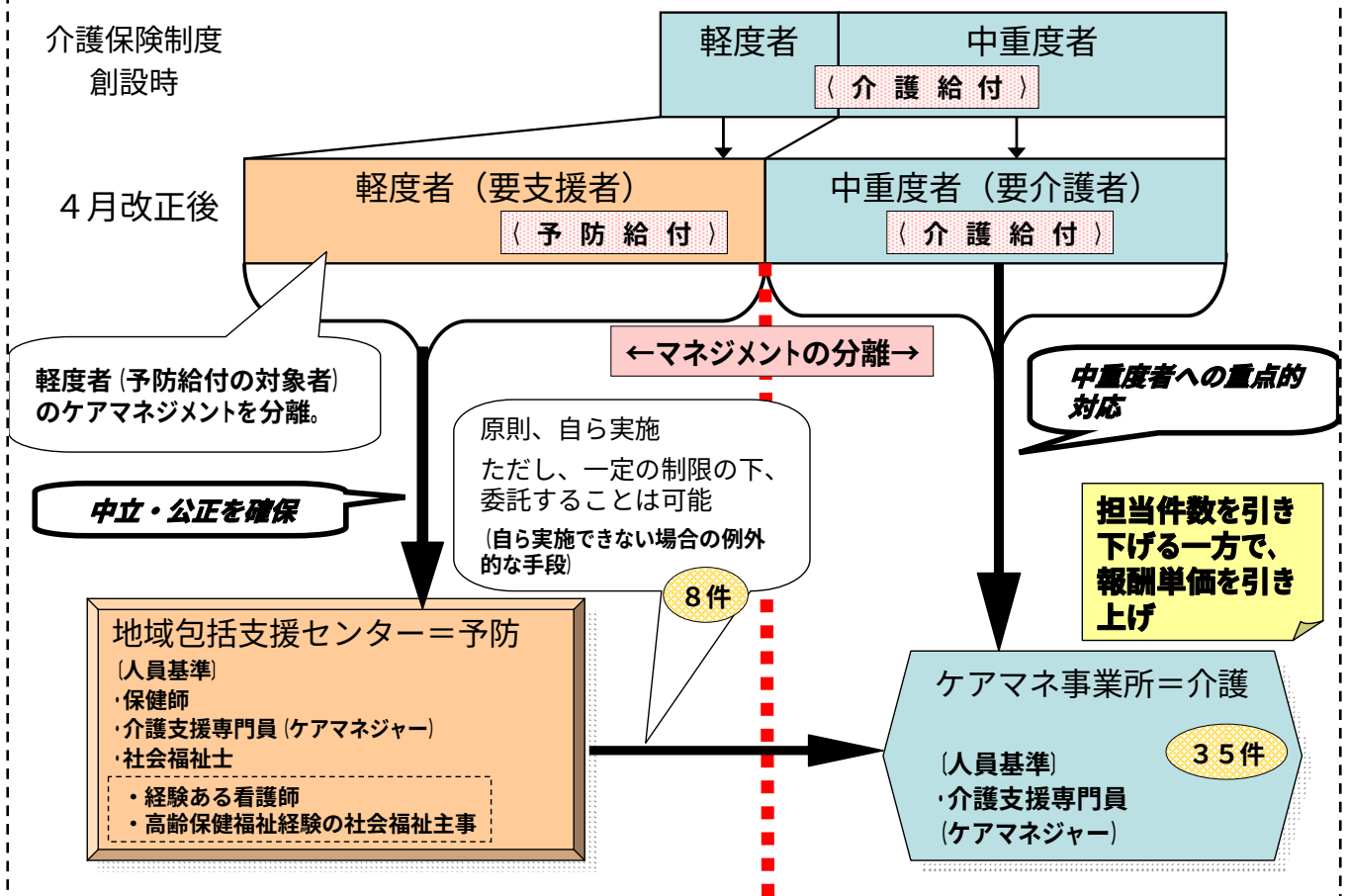
◎ 介護報酬

- ・予防給付のケアプラン経費
- ・4000円×件数。
- ・初回については、さらに2500円加算。

■いわゆる委託件数の「8件上限規制」は、なぜ設けられたのですか？

- 今般の介護保険制度改正においては、ケアマネジメントに関し、介護予防サービスを効果的に実施するとともに、中重度者への支援を強化する観点から、ケアマネジメントを行う機関を分離し、
- ① 要支援者に対する予防ケアプランについては、新たに創設される地域包括支援センターの責任により作成することとするともに、
 - ② 要介護者に対するケアプランの作成については、これまでのケアマネジメント機関が、引き続きケアプラン作成を担うこととするほか、ケアマネジメントの質の向上の観点から、取扱件数を引き下げる
- こととされました。

ケアマネジメント体系の見直し



○地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）に介護予防支援（予防給付のケアマネジメント）を委託するとしても、ケアマネジメント機関を分離した趣旨からすれば、一定の範囲に限定すべきということになります。委託に関する「8件の上限」はこうした制度改正の趣旨を徹底する観点から設けられたものです。

■地域包括支援センターの円滑な体制整備のために、これまでどのような措置が講じられたのですか？

(1) 体制整備への支援策

- 厚生労働省としては、より円滑な新制度への移行が行われ、制度改正に伴う不利益ができる限り生じないように、次のような様々な方策を講じており、引き続き、地域包括支援センターの体制整備の促進を図ってまいります。
- ① 地域包括支援センターの8件の委託件数の上限規制の適用を来年3月まで猶予し、その間、ケアマネジャーの報酬上の経過措置を講じることで、外部のケアマネジャーが対応できるよう措置したこと
- ② 離島へき地については、委託件数の上限規制の適用除外としたこと（恒久措置）
- ③ 市町村に地域包括支援センターの体制整備計画策定を指導するとともに、その実施状況を全国会議などを通じてフォローアップすること
- ④ 都道府県や一部市町村を対象とした意見交換会を開催し、先進事例の紹介や地域包括支援センターの実態や課題の把握を行うこと

(2) 人員配置基準の弾力的な運用

- 介護予防支援業務の人員要件について、保健師、経験ある看護師、社会福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）のほか、3年以上経験の社会福祉主事についても認められます。
- 介護予防支援業務の従事者については、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）との併任勤務を認め、ケアマネ事業所に勤めながら、地域包括支援センターに籍を置き、介護予防支援業務に従事することも認められています。
- なお、例えば、書類整理や報酬請求事務などの事務処理作業については、専門職種でなくとも実施可能であり、事務職と適切な役割分担を行い、専門職種には専門的な業務に専念させる等により効率化を図ることも可能です。

II 今後の体制整備の支援策について

■今後、更なる体制整備の支援のため、どのような措置が講じられるのですか？

(1) 地域支援事業の運用改善

①地域支援事業交付金の運用を弾力化します

- ・地域支援事業交付金の算定方法について、地域包括支援センターの活動の実態を踏まえて介護予防支援業務との関係を整理し、実際の地域包括支援センターの運営に支障がでないよう運用を弾力化。地域包括支援センターの活動のための財政を安定化させます【平成18年12月11日付け事務連絡「地域支援事業交付金の人件費の算定について」】。

地域支援事業交付金の人件費の算定について

【問題の経緯】

平成17年9月26日全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料「2-2 地域支援事業交付金に関するQ & A」問13 (P55)

→ 包括的支援事業と介護予防支援業務を併任した場合「勤務時間割合」に応じて人件費を算定するとの取扱いを提示

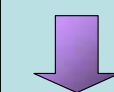
疑義が生じているQ & Aを廃止し、次の取扱いに改める

■しかし……

- ・ 包括的支援事業と介護予防支援業務（予防給付のケアマネジメント）は一体的に実施されるべきもの
- ・ また、実態としても、包括的支援事業と介護予防支援業務を明確に区分することはできない

【今後の方針】

包括的支援事業と介護予防支援業務を併任している場合も、各市町村が「事業実施に必要な経費」として予算上見込んだ額



上記により算定した額で概算交付



包括的支援事業を適切に実施

予算上見込んだ額で精算交付（勤務時間割合にとられない）

※予算上見込んだ額以上に事業を実施した場合は追加交付が可能

②地域包括支援センターにおいて介護予防事業に係る普及啓発などを受託することを可能にします

- ・ 地域包括支援センターに関する業務規制を緩和し、地域包括支援センターが介護予防事業に係る普及啓発事業、介護予防に関する地域活動を支援する事業などを受託することができるようにします【介護保険法施行規則第140条の50の改正】。
- ・ その結果、これらの業務をセンターの包括的支援事業と一体的に行うことにより、効率的かつ効果的な業務実施が可能となります。
- ・ また、こうした業務に要する費用について地域支援事業交付金の交付対象となることから、結果的に地域包括支援センターの財政を安定させることも可能となるといった副次的な効果も期待できます。

(2) 体制整備計画のフォローアップ

- 平成19年3月末の委託上限規制の経過措置期間終了に向け、平成18年7月に都道府県等が取りまとめた体制整備計画をフォローアップし、地域包括支援センターの確実な体制整備を図ります。【平成18年12月20日老健局振興課長通知「地域包括支援センター体制整備計画のフォローアップについて」】。

(3) 主任介護支援専門員に準ずる者に係る経過措置の延長

- 地域包括支援センターの人員基準のうち「主任介護支援専門員に準ずる者」について、平成18年度限りとしていたケアマネジメントリーダー研修未修了者に関する経過措置を、平成19年度まで延長することとします。

■ 具体的には・・・主任介護支援専門員研修又はケアマネジメントリーダー研修の未修者であっても、平成19年度中に主任介護支援専門員研修を受講することを条件として、すでに地域包括支援センター職員研修又は介護支援専門員現任研修（基礎研修課程及び専門研修課程）若しくは介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ）を修了し、かつ、介護支援専門員としての実務経験を有する者であれば、「主任介護支援専門員に準ずる者」として認めることとする【平成18年10月18日老健局計画・振興・老健課長通知「地域包括支援センターの設置運営について」6(1)の改正】。

(4) 介護予防支援業務に係る業務の重点化・効率化

- 介護予防支援の業務プロセスを見直し、重点的な対応をすべき部分と効率化すべき部分を明確化することによって、マネジメントの質を確保しつつ業務負担の軽減を図ります。
 - ・ 有識者による調査研究を実施。
 - ・ 年度内の可能な限り早急に、具体的な内容を取りまとめ。

(5) 円滑な運営に資する取組事例の情報提供

- 人員の確保など体制の整備や効率的な業務の実施など地域包括支援センターの円滑な運営に資する取組事例を収集し、全国の自治体に情報提供します。

【参考】

- ・ 都道府県等自治体に参加を求め、地域包括支援センターに係る全国会議を開催し、すでに、ネットワークの構築方策、特定高齢者の把握などについて、先進的な自治体による事例報告を実施。
- ・ 今後とも、国において事例等に係る情報を収集し、全国に提供する等の支援策を講ずる予定。